

2011 年度

# 地球温暖化対策計画書

## 1 指定地球温暖化対策事業者の概要

### (1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都調布市役所

### (2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		東京都調布市役所							
事業所の所在地		調布市小島町2丁目35番地1							
事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く		地方公務				
	産業分類名	地方公務							
業種等	事業所の種類	主たる用途	文化						
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)		前年度末	61,817	m <sup>2</sup>	基準年度	63,355	m <sup>2</sup>
		用途別内訳	事務所	前年度末	14,238	m <sup>2</sup>	基準年度	15,775	m <sup>2</sup>
			情報通信	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			放送局	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			商業	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			宿泊	前年度末	6,037	m <sup>2</sup>	基準年度	6,037	m <sup>2</sup>
			教育	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			医療	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			文化	前年度末	38,755	m <sup>2</sup>	基準年度	38,755	m <sup>2</sup>
			物流	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			駐車場	前年度末	2,787	m <sup>2</sup>	基準年度	2,787	m <sup>2</sup>
工場その他上記以外	前年度末			m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>		
事業の概要		<p>「調布市文化会館たづくり」は、地上13階、地下2階から構成されるホール等の複合施設である。  「調布市グリーンホール」は、地上5階、地下1階の自主事業及び貸館としての施設である。  「調布市役所」は、地上8階、地下2階の行政施設である。  「調布市総合福祉センター」は、地上7階、地下2階の福祉事業を目的とした行政施設である。  「調布市立調布南自転車駐車場」は、地上2階、地下1階の自転車駐車場である。  「調布市立調布南オートバイ駐車場」は、地上1階のバイク駐車場である。</p>							
敷地面積		61,817 m <sup>2</sup>							



(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	調布市 環境部 環境政策課 環境保全係	
	連絡先	電話番号	042-481-7086
		ファクシミリ番号	042-481-7550
		電子メールアドレス	<a href="mailto:kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp">kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp</a>
公表の 担当部署	名称	調布市 環境部 環境政策課 環境保全係	
	連絡先	電話番号	042-481-7086
		ファクシミリ番号	042-481-7550
		電子メールアドレス	<a href="mailto:kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp">kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp</a>

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	<a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/">http://www.city.chofu.tokyo.jp/</a>
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	調布市 環境部 環境政策課 環境保全係
		所在地 :	東京都小島町2丁目35番地1
		閲覧可能時間	8:30~17:00 (土日、祝日、年末年始は除く)
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :	
		入手方法 :	
<input type="checkbox"/> そ の 他			

(5) 指定年度等

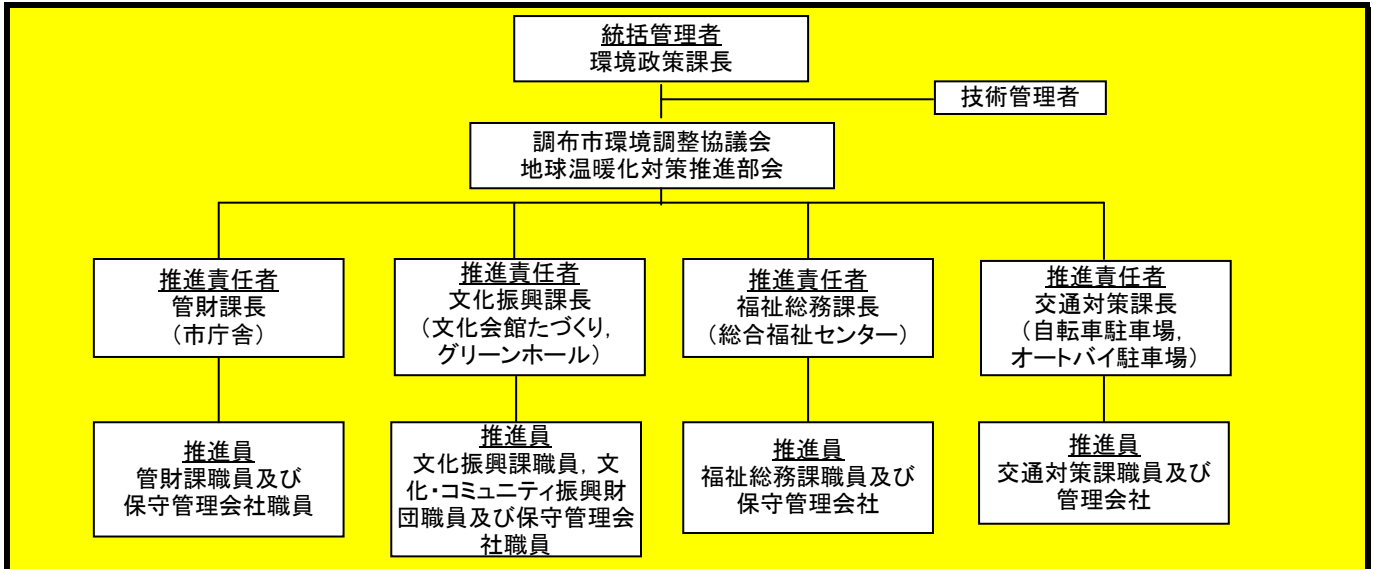
指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前			
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降		年	月

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当事業所では、従来から環境配慮の取り組みを積極的に実施している。  
以下の二つの柱を重点実施項目として、低炭素社会の実現に向け、特定温室効果ガスの削減に取り組む。

1. 事業所での省CO2への取り組み
2. 執務者・来庁者に対する省CO2啓発活動の実施

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	省CO2設備への更新、積極的な再生可能エネルギーの導入、執務者や来庁者への省CO2啓蒙活動の実施により、第二計画期間の総量削減義務（17%見込み）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガスは、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出である。 順次、節水型の水栓・便器を使用しており、節水対策を実施している。今後は、執務者および来庁者に節水を呼びかけ、水道の使用量を現状で維持することを目標とする。		
削減義務の概要	基準排出量	4,282 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	19,700 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	8.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	省エネ対策を継続実施することで、基準排出量の17%以上削減を維持することを目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減計画期間と同様に引き続き節水を行うことで、その他ガスを現状を維持することを目標とする。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）		3,844	4,016			
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）					
	メタン（CH <sub>4</sub> ）					
	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF <sub>6</sub> ）					
	上水・下水	26	28			
合計		3,870	4,044			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m<sup>2</sup>・年

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量		62.2	65.0			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2003年度、2004年度、2005年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から 2014 年度まで
---------------------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	4,282	4,282	4,282	4,282	4,282	21,410
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						19,700
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						1,710
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	4,016					4,016
	排出削減量 (F = A - E)	266					266

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

H17年度に実施したESCO事業による空調、照明等の省CO2機器への改修と適切な運用改善、また執務者や来庁者への省CO2意識啓発の継続実施により、特定温室効果ガスの排出量が大幅に減少した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	160200	16_建物の省エネルギー	市庁舎への複層ガラスの導入	2011年度	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
2	150200	15_照明設備の運用管理	LED照明の導入（各6施設において既設蛍光灯をLEDへ更新）	2012年度以降	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
3	150200	15_照明設備の運用管理	LED誘導灯の導入（各6施設において既設誘導等をLEDへ更新）	2012年度以降	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
4	120200	12_冷凍機の効率管理	文化会館たづくりの氷蓄熱システムの更新	2012年度以降	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
5	120500	12_熱搬送設備の運転管理	冷温水変流量制御の導入	2012年度以降	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
6	130200	13_空気調和設備の効率管理	総合福祉センターでの空調機変風量制御の導入	2012年度以降	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
7	120200	12_冷凍機の効率管理	グリーンホールの熱源システム高効率化	2012年度以降	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
8	130200	13_空気調和設備の効率管理	グリーンホールでの空調機変風量制御の導入	2012年度以降	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
9	170300	17_新エネルギー	文化会館たづくりへの太陽光発電の導入	2012年度以降	改修計画や財政との調整，第一計画期間での削減量を鑑み，計画変更及び事業実施検討をする。
10					
11					
12					
13					
14					
15					

## 8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当事業所では、従来から環境配慮の取り組みを積極的に実施している。  
具体的には、以下の二つの柱を重点実施項目として、低炭素社会の実現に向け、特定温室効果ガスの削減に取り組んできた。

### 1. 事業所での省CO2への取り組み

H17年度に調布市庁舎と調布市文化会館たづくりに対し、省CO2と省コストを両立させる手法であるESCO事業を実施した（H18年4月よりサービス開始）。運用開始後もデータを詳細に検証することにより、運用の最適化を実現することで、特定温室効果ガスを大幅に削減した。また、H22年度に当事業所に対し省エネルギー診断を実施し、第二計画期間の削減義務を上回るCO2削減を実現する計画を立案した。

#### <ESCO事業概要>

- 調布市庁舎…リニューアル型ESCO
  - ・高効率熱源機への改修（氷蓄熱）
  - ・高効率給湯機（エコキュート）への改修
  - ・インバータ技術の導入（空調機・ポンプ）
  - ・CO2濃度による外気取り入れ量制御
  - ・高効率照明安定器の導入
- 調布市文化会館たづくり…チューニング型ESCO
  - ・空調機温度制御の最適化
  - ・暖房用熱源の高効率化
  - ・インバータ技術の導入（ポンプ）
  - ・CO2濃度による外気取り入れ量制御
  - ・CO濃度による駐車場換気制御
  - ・高効率照明安定器の導入

### 2. 執務者・来庁者に対する省CO2啓発活動の実施

執務者・来庁者に対する省CO2意識向上を目指し、啓発用のポスターなどの提示により意識改革に向けた取り組みを積極的に推し進めている。また本庁舎では、ISO14001環境マネジメントシステムに準拠した運用を実施している。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	自動車環境管理計画書対象事業者
------	-----------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	・貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用して搬入すること、またアイドリング・ストップ及びエコドライブを行うよう、売買契約書等に記載することを、市として実施していく仕組みを作る。
------	--

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上			○		
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制			○		
物流効率化の推進による交通量の抑制				○		
エコドライブの推進				○		
体制の整備				○		
貨物輸送以外の自動車交通量対策				○		
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）排出量						
						kg / t・km